郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律 の一部を改正する法律の概要

郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金 の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に 係る信書便約款の認可手続を簡素化する。

主な改正事項

(1)郵便法の一部改正

① 郵便に関する料金の届出手続の緩和

郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金につ いて、事前届出制を改め、事後届出制とする。

(2) 民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正

① 特定信書便役務の範囲の拡大

特定信書便役務の範囲に関し、大きさ及び料金の要件を見直し、次の信書便 の役務を特定信書便役務とする。

- イ 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超える信書便物を送達するもの
- ロ その料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を 超えるもの
- ② 一般信書便役務に関する料金の届出手続の緩和
 - 一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金(付加料金)のうち 総務省令で定める料金について、事前届出制を改め、届出を要しないこととする。
- ③ 信書便約款の認可手続の簡素化

総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合において、特定信書便事業 者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、その信書便約款に ついては、総務大臣による認可を受けたものとみなすこととする。

(参考)現行の信書便事業の概要

一般信書便事業(許可制) …参入なし

特定信書便事業(許可制) | ・・・参入者数436者(27年2月末)

一般信書便役務を全国提供する条件の 下、全ての信書の送達が可能な事業

<一般信書便役務>

長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm、30cm、 3cm以下かつ重量250g以下の信書を原 則3日以内に全国に送達するサービス

付加価値の高い特定の需要に対応する特定信書便役務の みを提供する事業

<特定信書便役務>

- ①大型信書便サービス···3辺計90cm超又は重量4kg超
- ②急送サービス・・・3時間以内に送達
- ③高付加価値サービス・・・1通の料金が1,000円超